



科学研究費助成事業への 応募に係る 実務担当初任者研修会



独立行政法人日本学術振興会



本日の研修会の趣旨・目的

- 初めて科研費の応募に係る実務を担当される事務担当者の方々や初めて科研費に応募される研究者の方々を対象に、応募の流れや科研費電子申請システムの操作について、基本的なしくみを理解していただくことです。

研修会の説明内容

○第1部

科学研究費助成事業(科研費)とは

○第2部

科研費(基盤研究等)の公募要領について

○第3部

基盤研究等に応募する際の手続きについて

第1部

科学研究費助成事業（科研費）とは

科研費とは

○全国の大学や研究機関において、様々な研究活動が行われています。科研費は、こうした研究活動に必要な資金を研究者に助成するしくみの一つで、人文・社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な学術研究を対象としています。

○研究活動には、研究者が比較的自由に行うものから、あらかじめ重点的に取り組む分野や目標を定めてプロジェクトとして行われるもの、具体的な製品開発に結びつけるためのものなど、様々な形態があります。

こうしたすべての研究活動のはじまりは、研究者の自由な発想に基づいて行われる学術研究にあります。科研費はすべての研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支えることにより、科学の発展の種をまき、芽を育てる上で、大きな役割を有しています。

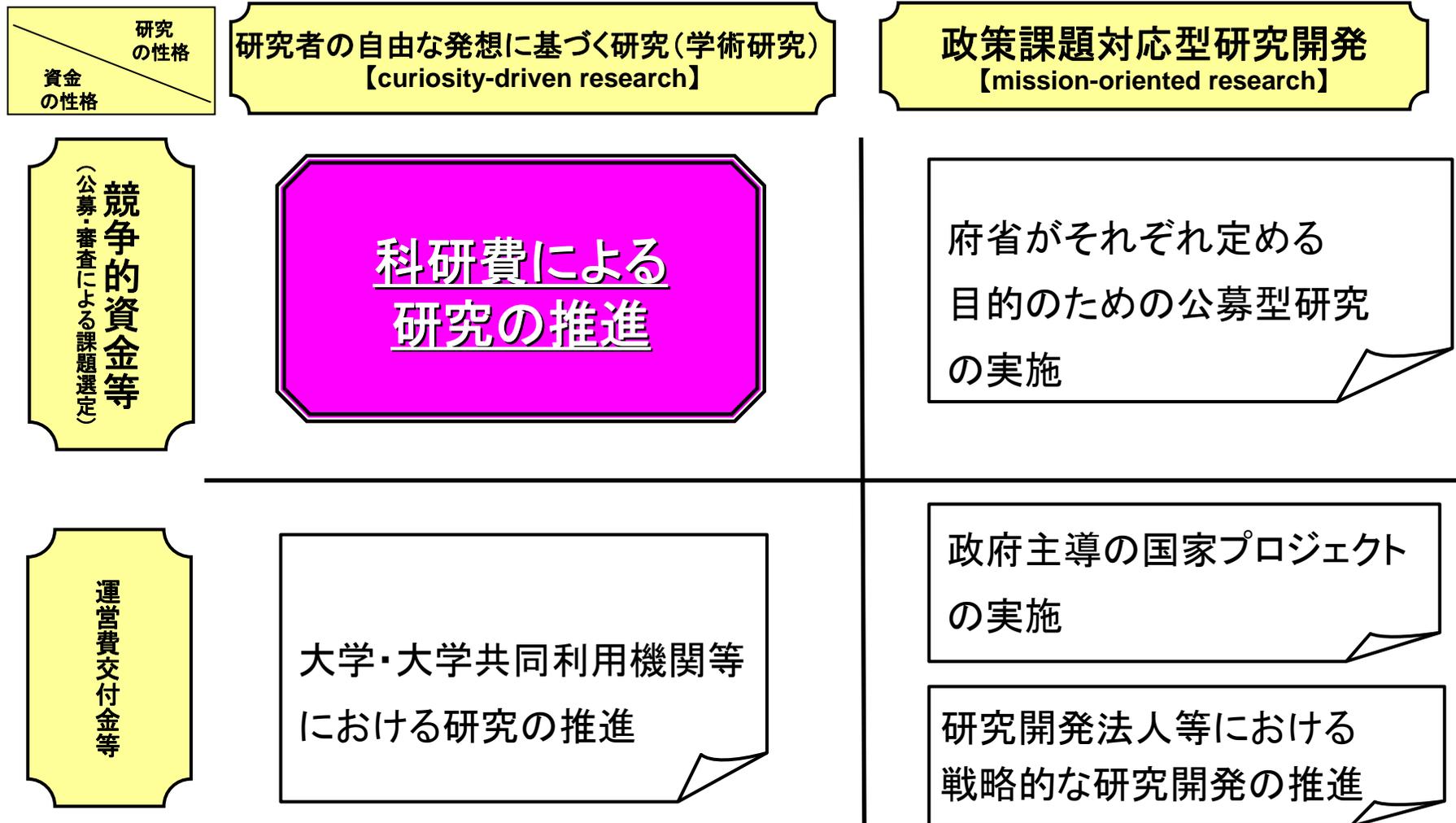
(波及効果)

- ・新たな知の創造、知的資産の形成
- ・研究活動の活性化 等

(留意点)

- 研究の実施に必要な経費を助成
- × 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画(公募要領参照)

我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け



※科研費は、研究者からの研究計画の申請に基づき、厳正な審査を経た上で採否が決定されます。このような研究費制度は「競争的資金」と呼ばれています。

科研費は、政府全体の競争的資金の5割以上を占める我が国最大規模の研究助成制度です。(平成24年度予算額2,566億円)

「科研費」の研究種目一覧(平成25年度)

研究種目等	研究種目の目的・内容	担当
科学研究費		
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない)	学振
特定領域研究 (継続のみ)	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)	文科省
新学術領域研究	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させることを目的とする(期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度) (研究課題提案型)(継続のみ) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究(期間3年、単年度当たり1千万円程度)	文科省
基盤研究※2, 3	(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究(期間 原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで) (A)(B)(C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究(期間3～5年) (応募総額によりA・B・Cに区分) (A) 2,000万円以上5,000万円以下 (B) 500万円以上2,000万円以下 (C) 500万円以下	学振
挑戦的萌芽研究※2	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究(期間1～3年、1課題 500万円以下)	学振
若手研究※2, 3	(S)(継続のみ)42歳以下の研究者が一人で行う研究(期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度) (A)(B) 39歳以下の研究者が一人で行う研究 (期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分) (A)500万円以上3,000万円以下 (B) 500万円以下	学振
研究活動スタート支援 ※1	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)	学振
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 100万円以下)	学振
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	文科省
研究成果公開促進費		
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	文科省
国際情報発信強化※4	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組みへの助成	学振
学術定期刊行物 (継続のみ)	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成	学振
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	学振
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	学振
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成(期間3年以内)	学振

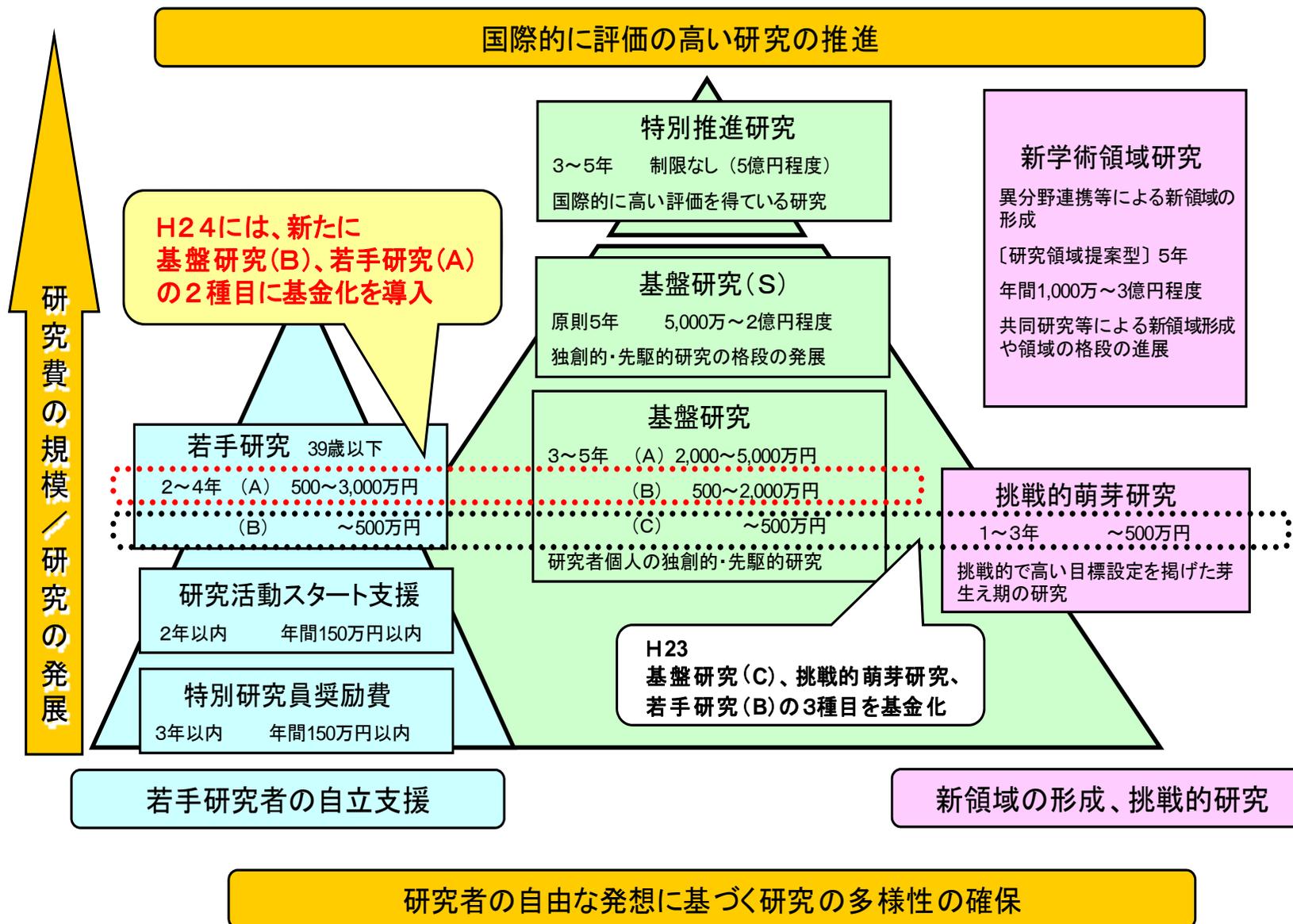
※1 平成21年度までは「若手研究(スタートアップ)」

※2 基盤研究(C)、若手研究(B)、挑戦的萌芽研究の平成23年度以降新規課題については、基金として交付。

※3 基盤研究(B)、若手研究(A)の平成24年度新規課題については、500万円まで基金として交付。

※4 平成23年度までは「学術定期刊行物」として公募

研究種目の構成



科研費に関するルール

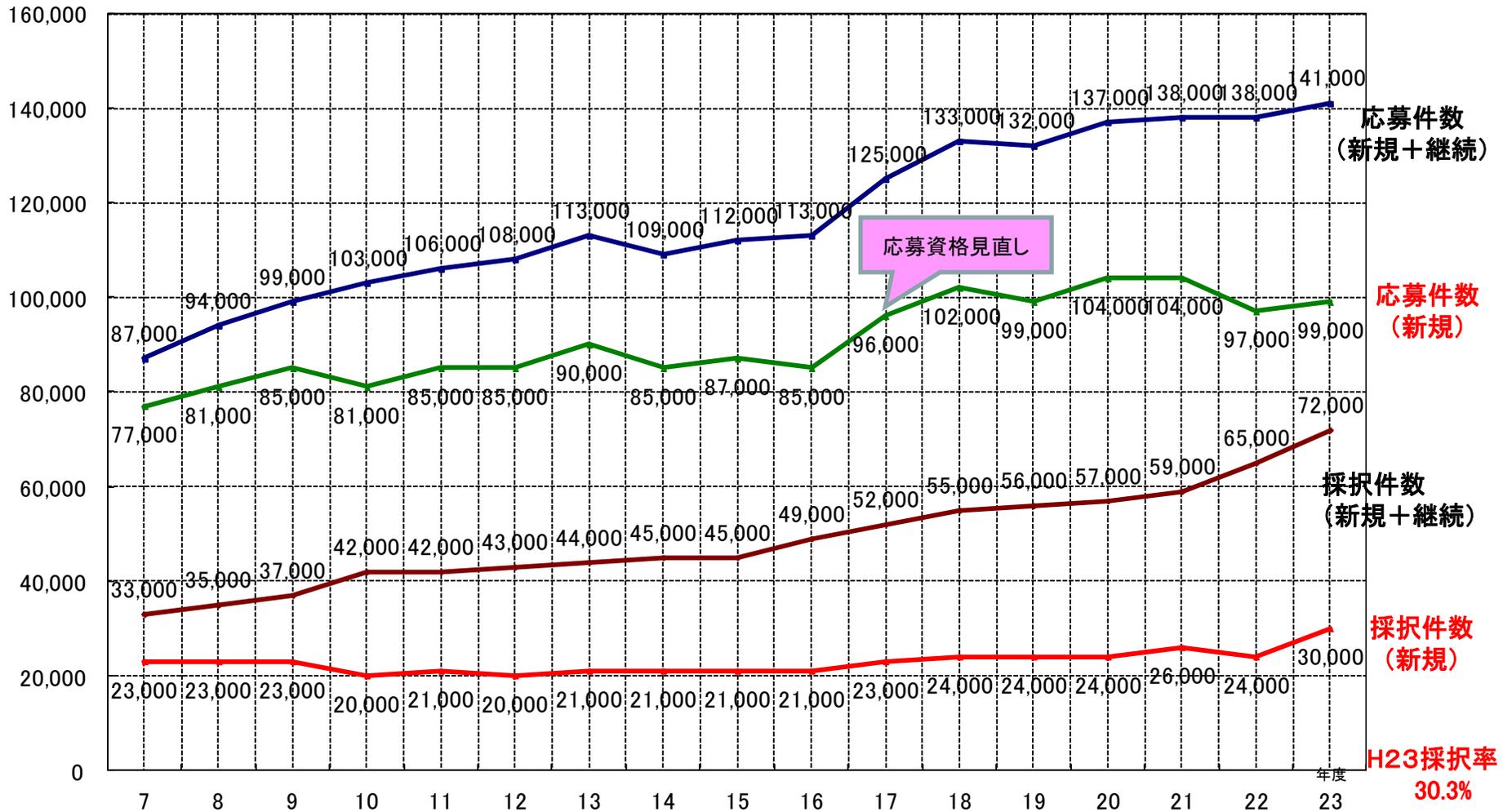
◆科研費には、次の3つのルールがあります。

(日本学術振興会)

区 分	規程等	内 容	関係法令等
応募ルール	日本学術振興会公募要領	応募・申請に関する取扱を定めたもの	独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の交付等の手続きに関する業務について(文科省通知)
評価ルール	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 ※平成24年10月上旬頃、公開予定。	事前評価(審査)・研究進捗評価等の評価体制や評価方法・基準等を定めたもの	「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」について(文科省通知)
使用ルール	【研究者向け】 補助条件(交付条件) 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金(学術研究助成基金助成金)の使用について各研究機関が行うべき事務等	交付された科研費の使用に関する取扱を定めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・法律施行令 ・独立行政法人日本学術振興会法 ・科学研究費補助金取扱規程 ・競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針 ・科学研究費助成事業(科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金)取扱要領 ・科学研究費補助金(基盤研究等)交付要綱 ・学術研究助成基金補助金交付要綱 ・学術研究助成基金の運用基本方針

応募件数について

(件)



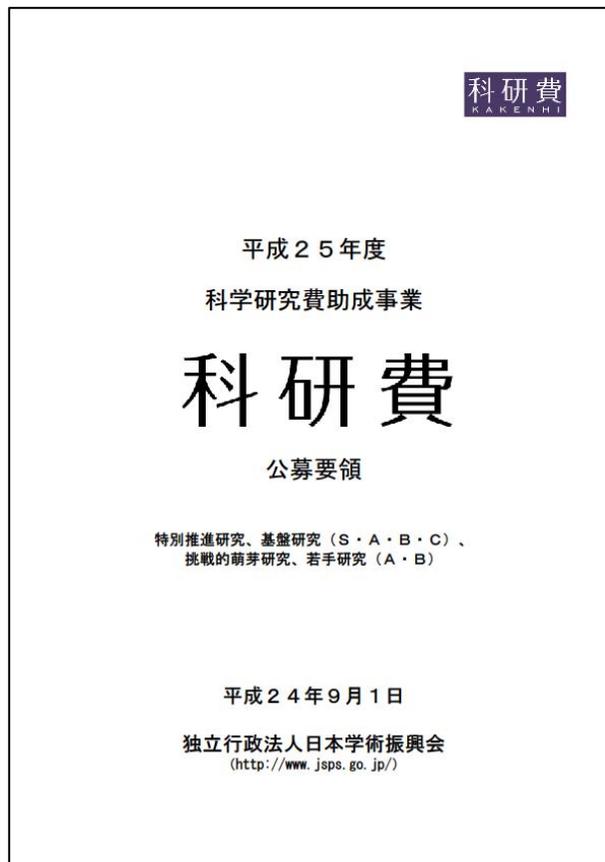
第2部

科研費(基盤研究等)の公募要領について

- ・ 科研費の公募要領について
- ・ 科研費に応募するには
- ・ 応募書類の提出(送信)期限等
- ・ 応募に当たっての留意事項
- ・ 日本学術振興会が公募する研究種目について
- ・ 応募資格の確認について
- ・ 重複制限について
- ・ 審査の概要について
- ・ その他公募要領記載の用語について

科研費の公募要領について

○科研費の公募要領の構成



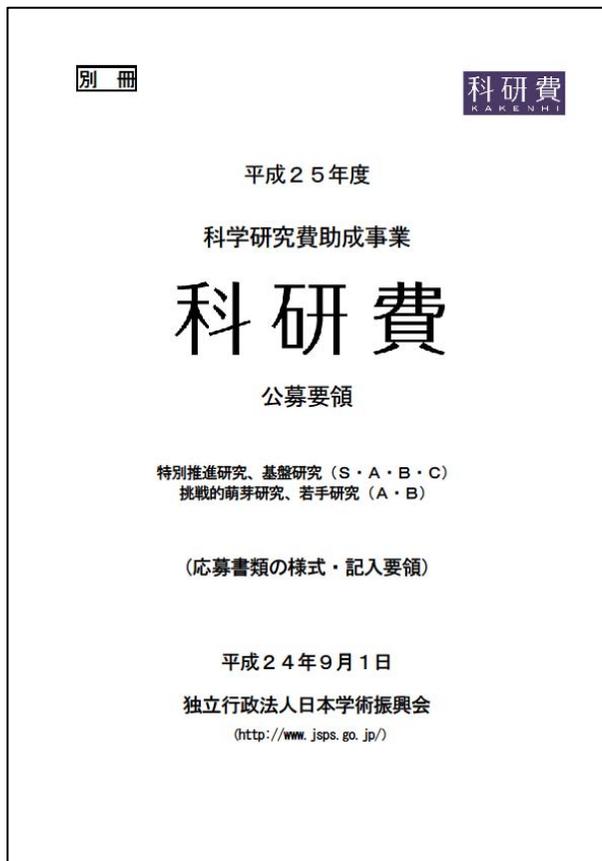
内容

- ・科研費制度の概要
- ・公募の内容
- ・応募する研究者に対する注意事項
(応募資格や重複制限等)
- ・応募書類(研究計画調書)の作成・応募方法

募方法

- ・既に採択されている研究者に対する注意事項
- ・研究機関の担当者向けの注意事項

○科研費の公募要領の構成(別冊)



内容

- ・各種目の研究計画調書、作成・記入要領
- ・Web入力項目(科研費電子申請システムに直接入力する項目)の作成・入力要領、画面イメージ

公募要領は文部科学省及び日本学術振興会のホームページに掲載しています。

文部科学省分:

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会分:

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

科研費に応募するには

○科研費に応募するには

文部科学省及び日本学術振興会から示される公募要領に基づき、**科研費応募資格を有する研究者**が研究代表者となり、**研究計画調書(応募書類)**を、**所属する研究機関を通じて、科研費電子申請システム**により提出する必要があります。

(注1)応募に当たって、**科研費電子申請システム**を利用する種目

新学術領域研究、特定領域研究、特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽、若手研究、研究活動スタート支援

(注2)応募に当たって、**科研費電子申請システム**を利用しない種目

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費

応募書類の提出(送信)期限等

(日本学術振興会公募要領9頁)

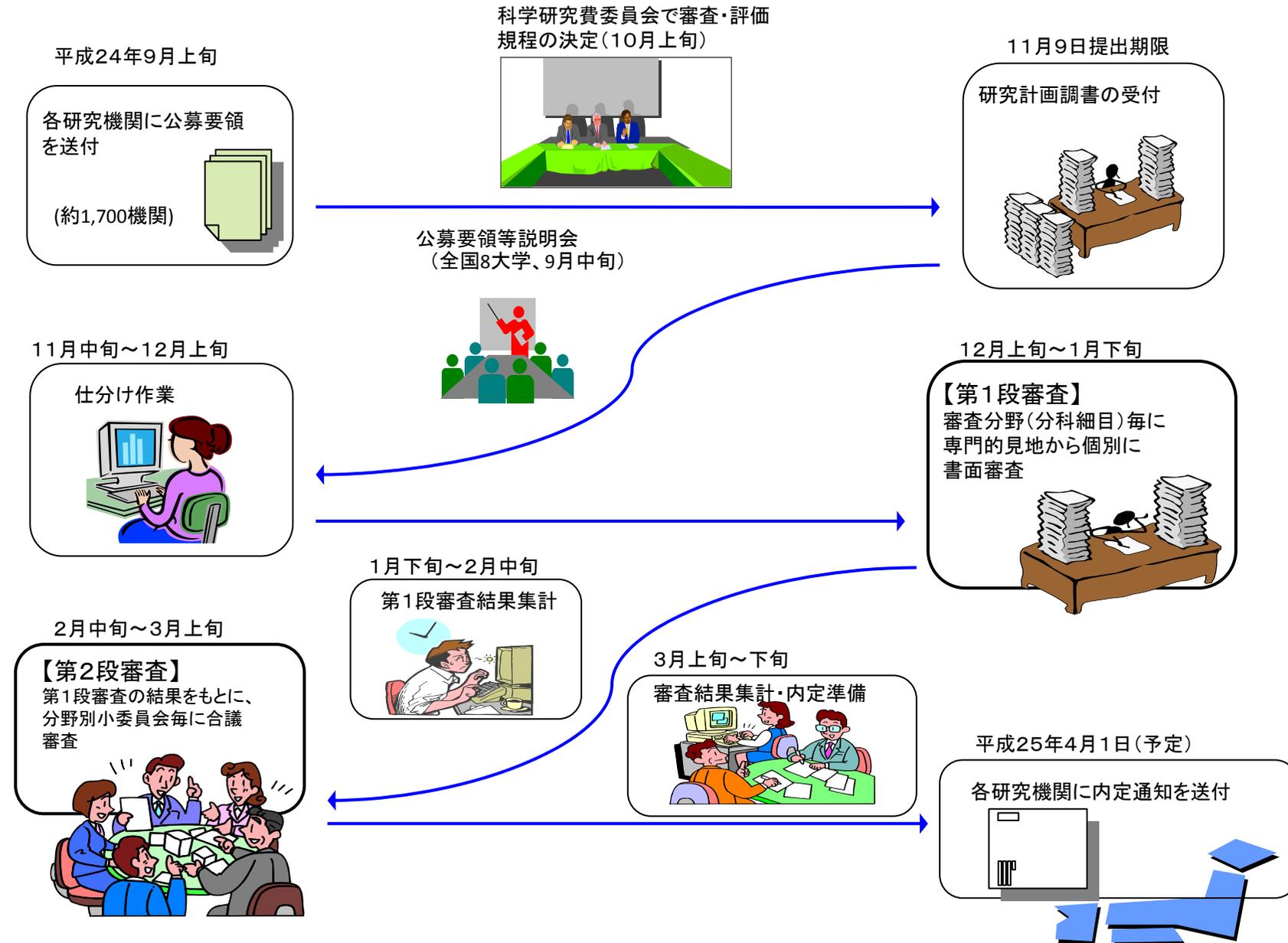
「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究A・B」の応募書類の提出(送信)期限は、下記のとおりです。**この期限より後に提出(送信)があっても受理しません**ので、時間に十分余裕を持って提出(送信)してください。

また、**応募書類の提出(送信)後に、研究計画調書の訂正、再提出を行うことはできません。**

日 時	研究代表者が行う手続き	研究機関が行う手続き
平成24年9月1日 ～公募開始		【必要に応じて行う手続】 ①e-Rad運用担当からe-Radの「研究機関用の電子証明書及びID・パスワード」を取得(既に取得済の場合を除く) ※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。 ②e-Radへの研究者情報の登録等 ③研究代表者に「ID・パスワード」を発行(既に発行済みの場合を除く)
※9月13日(木) までは科研費電子申請システムが停止	①応募書類の作成 (所属する研究機関から付与されたe-Radの「ID・パスワード」により、科研費電子申請システムにアクセスし作成)	
	②所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (当該研究機関が設定する提出(送信)期限までに提出(送信))	④ガイドラインに基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出 (提出期限: 10月5日(金))
11月9日(金) 午後4時30分 提出期限		⑤応募書類の提出(送信)

○公募から内定までの流れ(H25年度分)(予定)

※「基盤研究(A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(A・B)」の場合



応募に当たっての留意事項

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について

(日本学術振興会公募要領62頁)

平成24年10月5日(金)までにe-Radを使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、チェックリストを提出していない場合には、**その研究機関に所属する研究者の科研費の応募を受け付けることができません**ので、留意してください。なお、チェックリストの提出に当たっては、別途、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室からの通知を参照してください。

○応募書類の提出(送信)期限に関する留意事項

(日本学術振興会公募要領9頁、65頁)

応募者が研究計画調書の送信手続きを完了しただけでは応募手続きは完了しません。手続きを完了させるためには、機関担当者が研究計画調書の内容を確認し、承認しなければなりませんので、各研究機関は機関内での諸手続きに必要な日数を考慮し、機関内の提出期限を設定するようにしてください。

○公募期間中に応募者が所属する研究機関を変更した場合

変更後の研究機関は、当該研究者に対し、あらためてe-RadのID・パスワードを付与する必要があります。また、**変更前の研究機関で既に科研費電子申請システムに入力した応募情報がある場合は、変更前に当該情報を削除し、変更後の所属機関において改めて入力する必要があります。**

日本学術振興会が公募する研究種目について

・特別推進研究

(日本学術振興会公募要領11頁)

対象: 国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある1人又は比較的少人数の研究者で行う研究

応募総額: 1課題あたり研究期間全体で5億円程度を上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない

研究期間: 3～5年

採択予定課題数: 10数件程度

※科研費に関する過去の応募・採択データは、日本学術振興会ホームページ http://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/index.htmlをご覧ください。

・基盤研究

基盤研究(S)

(日本学術振興会公募要領11頁)

対象: 1人又は比較的少人数の研究者で行う独創的、先駆的な研究

応募総額: 1課題あたり研究期間全体で5,000万円以上2億円程度

研究期間: 原則5年

基盤研究(A)、基盤研究(B)、基盤研究(C)

(日本学術振興会公募要領12頁)

対象: 研究者1人又は複数研究者が共同して行う独創的、先駆的な研究

応募総額によりA・B・Cに区分

(A) 2,000万円以上5,000万円以下、(B) 500万円以上2,000万円以下

(C) 500万円以下

研究期間: 3年から5年

審査区分

「一般」: 海外学術調査の対象となる研究計画以外

「海外学術調査」: 基盤研究(A・B)に限り、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行うものが対象

・挑戦的萌芽研究

(日本学術振興会公募要領12頁)

対象: 独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究

研究期間: 1～3年

応募総額: 1課題 500万円以下

・若手研究(A)、若手研究(B)

(日本学術振興会公募要領13頁)

対象:39歳以下の研究者が一人で行う研究

(※研究分担者、連携研究者を置くことができません。)

応募総額によりA・Bに区分

(A)500万円以上3,000万円以下

(B)500万円以下

研究期間:2~4年

受給回数の制限:平成22年度公募より、一人の研究者が若手研究(S・A・B)を受給できるのは2回まで。

※幅広く若手研究者を支援し、科研費の中心である基盤研究へ円滑に移行するために受給回数の制限が設けられています。

(参考)

・「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について」(これまでの審議のまとめ)平成21年7月16日

・「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について」(報告)平成22年7月27日

[若手研究(B)のみ]

複数細目の選定:研究計画が新興・融合的で複数の分野での審査を希望する場合に、系・分野・分科・細目表より、適切な細目を2つまで選択することが可能。

応募資格の確認について

○研究者に係る科研費応募資格の確認

(日本学術振興会公募要領14頁、15頁)

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

(注)ここでいう「研究機関」は科学研究費取扱規程第2条に規定される研究機関をさします(後述)。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

○研究機関に係る要件について

(日本学術振興会公募要領60頁)

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。ここで言う「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条において、

- 1)大学及び大学共同利用機関
- 2)文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3)高等専門学校
- 4)文部科学大臣が指定する機関(注)

という4類型が定められています。

(注) 1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指
定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御
相談ください。

また、研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満
たさなければなりませんので御留意下さい。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせる
こと
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

重複制限について

○重複制限の考え方

(日本学術振興会公募要領16頁～18頁)

- ・科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること、等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

○重複制限一覧表の見方について

例) 基盤研究(C)の新規課題の代表者又は継続課題の代表者として乙欄の研究種目に新規課題を応募する場合
(日本学術振興会公募要領20頁)

乙欄				特別推進研究	基盤研究S	基盤研究A		基盤研究B		基盤研究C	若手研究A	若手研究B	新学術領域研究			挑戦的萌芽研究
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査				研究領域提案型			
													総括型	計画研究	公募研究	
						新規	新規	新規	新規				新規	新規	新規	
甲欄				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	
基盤研究C	一般	新規	代表者	□	×	×	★	×	★	—	×	×				×
		継続	代表者	□	▲	▲	★	▲	★	—	▲	▲				

空欄: 基盤研究(C)、乙欄双方の課題とも応募可

×: 基盤研究(C)の新規研究課題に応募する場合には、乙欄の研究課題に応募できない

▲: 乙欄の研究課題に応募できない

□: 甲欄、乙欄双方の課題とも応募可だが、特別推進研究が採択された場合には、特別推進研究のみ実施できる

★: 原則として重複応募は認めない(明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く)

—: 基盤研究(C)(一般)には、一つの研究課題にのみ応募できる(継続研究課題を有する場合は、基盤研究(C)の新規研究課題に応募できない)

○他の競争的資金制度等との重複について

(日本学術振興会公募要領6頁、7頁)

- 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)において、**同一の研究者または研究グループ、研究課題に対し、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分されないよう求められています**(「不合理な重複及び過度の集中の排除」といいます。)
- 原則、科研費として他の競争的資金制度等の間に**重複制限をかけていません**が、科研費の審査においては「不合理な重複及び過度の集中」に当たらないかどうか対象となりますので、科研費を含め複数の競争的資金に応募する場合には、この点に留意してください(他の競争的資金制度等のルールも確認してください。)

審査の概要について

○ 基盤研究等の第1段審査(書面審査)[概要]

- 319の専門分野に第1段審査委員を配置(約5,000人)
- 1研究課題について、6人又は4人の第1段審査委員が専門的見地から個別に書面審査
- 「第1段審査の基準」に基づき5段階評価 → 評点及びコメントを記入

審査の流れ

① 6人又は4人の第1段審査委員が個別に書面審査(12月上旬～翌1月中旬の約40日間)応募があった研究課題を全て審査



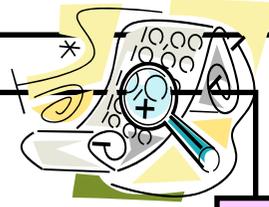
② 各審査委員が、審査結果を電子申請システムを活用して登録

- ・評定要素(5種類／4段階)ごとの評点 (絶対評価)
- ・総合評点(5段階) (評点分布の目安%を参照:相対評価)
- ・その他の評価項目、審査意見



③ 6人又は4人分の審査結果を集計 → 第2段審査の資料を作成

- ・評定要素(5種類／4段階)ごとの評点 → 集計
- ・総合評点(5段階) → 集計、Tスコア化
- ・その他の評価項目、審査意見 → 集計



★「総合評点(&Tスコア)」集計結果のイメージ

(※基盤研究(A)、(B)の場合)

応募者A	5	5	4	5	4	3	4.3
	4.07	3.98	3.42	3.88	3.55	3.11	3.67
応募者B	3	3	2	2	4	3	2.8
⋮	3.14	3.02	2.68	2.64	3.55	3.11	3.02

○ 基盤研究等の第2段審査(合議審査)[概要]

- 12~28人程度の第2段審査委員で構成する専門分野委員会(35委員会)において合議審査(約500人)
- 第1段審査委員の付した評点等(審査意見含む)を基に採択課題を調整・決定
- 学術システム研究センターの研究者(PO)が進行、資料説明等(審査そのものには関わらない)

第1段審査結果を基にして、**幅広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼**として、小委員会において合議により審査を実施

- ・小委員会には、分科単位(人文社会系のみ細目単位)で複数(2~10名)の審査委員を配置
- ・「第1段審査の結果(評点、審査意見等)」と「研究計画調書」を活用

「第2段審査」組織の一例

日本学術振興会科学研究費委員会

○審査第二部会

基盤研究(C)
挑戦的萌芽研究
若手研究(B)
特別研究員奨励費



総合領域小委員会
複合新領域小委員会
哲学小委員会
文学小委員会
史学小委員会
法学小委員会
経済学小委員会
社会学・心理学・教育学小委員会
数物系科学小委員会
化学小委員会
工学小委員会
生物学小委員会
農学小委員会
医歯薬学Ⅰ小委員会
医歯薬学Ⅱ小委員会

※「系・分野・分科・細目表」の
「分野」又は「分科」単位

「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱い

第2段審査において、「当該研究課題の研究が十分遂行し得るかどうか」等を判断する際の参考として活用。
(第1段審査においては考慮しない。)

「合議審査」により審査を進めていく形式 → 1人の審査委員の意向で採否が決まることはない。

科研費の審査では、一部の恣意的な評価者によって結果が決められているのではないかと → **事実誤認!**



その他公募要領記載の用語について

- ・補助金分、基金分、一部基金分
- ・科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金
- ・直接経費と間接経費
- ・研究組織、研究代表者、研究分担者、連携研究者、研究協力者
- ・新規課題、継続課題
- ・審査希望分野、系・分野・分科・細目表、キーワード、時限付細目
- ・科研費電子申請システム
- ・研究計画調書
- ・研究計画最終年度前年度応募

○補助金分(科研費(補助金分))とは

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領(平成15年規程第17号)」等の適用を受けるもの。

特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、基盤研究(S)、基盤研究(A)、研究活動スタート支援、奨励研究、平成23年度以前採択の基盤研究(B)と若手研究(A)、平成22年度以前採択の基盤研究(C)と挑戦的萌芽研究と若手研究(B)をさす。

○基金分(科研費(基金分))とは

「学術研究助成基金の運用基本方針」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領(平成23年規程第19号)」等の適用を受けるもの。

平成23年度以降採択の基盤研究(C)と挑戦的萌芽研究と若手研究(B)をさす。

○一部基金分(科研費(一部基金分))とは

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)」、「学術研究助成基金の運用基本方針」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業の取扱要領(平成15年規程第17号及び平成23年規程第19号)」等の適用を受けるもの。

平成24年度以降採択の基盤研究(B)と若手研究(A)をさす。

○科学研究費補助金(補助金)とは

補助金分、一部基金分の補助金部分に配分される研究費(直接経費と間接経費)のこと。また、補助金分、一部基金分の補助金部分そのものをさすこともある。

○学術研究助成基金助成金(助成金)とは

基金分、一部基金分の基金部分に配分される研究費(直接経費と間接経費)のこと。また、基金分、一部基金分の基金部分そのものをさすこともある。

○直接経費とは

研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費であり、「物品費」、「旅費」、「人件費・謝金等」、「その他」に分けて使用するもの。

各種目の応募総額は直接経費のみをさします。間接経費を含まない。

○間接経費とは

研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するもの。

採択された課題の直接経費の30%に当たる額が措置される。

○研究組織とは

応募する研究課題を遂行するための組織のこと。研究代表者、研究分担者、連携研究者、研究協力者からなる。

○研究代表者とは

応募者のこと。応募する研究課題の代表者のこと。科研費応募資格を有し、研究課題の遂行や交付された科研費の執行に全責任を持つ。補助事業者に位置付けられる。

○研究分担者とは

科研費応募資格を有し、研究課題の遂行や交付された科研費の執行を研究代表者と分担し進める者。分担金の配分を必ず受けなければならない。なお、研究分担者として応募するためには、研究代表者に「研究分担者承諾書」を提出しなければならない。補助事業者に位置付けられる。

○連携研究者とは

研究代表者や研究分担者の責任の下、研究計画に参加する者。科研費応募資格を有するが、分担金の配分を受けない者。なお、研究代表者に「研究分担者承諾書」の提出は不要。

○研究協力者とは

研究代表者、研究分担者、連携研究者以外で、研究課題の遂行に協力する者。科研費応募資格の有無を問わない。ポストドクター、リサーチアシスタント、学生、海外の研究機関に所属する研究者等を研究組織に加える際に位置付けられる。

○補助事業者とは

補助金又は助成金の交付を受けて研究課題を実施する者のこと。研究代表者と研究分担者のこと。

○分担金とは

研究分担者に配分される科研費(研究費)のこと。

○新規研究課題とは

今回の公募で新たに応募する研究課題のこと。

○継続研究課題とは

平成24年度以前に採択され、平成25年度に継続が予定されている研究課題のこと。

○審査希望分野とは

応募された研究課題を審査するために、あらかじめ設定されている審査区分のこと。応募する研究計画の内容に基づき、審査を希望する分野を研究代表者が選定する。

なお、応募する種目によって、審査希望分野の内容が異なる。

○系・分野・分科・細目表とは

基盤研究(審査区分「一般」)、挑戦的萌芽研究、若手研究を審査するための審査区分を分類した表のこと。学術研究の動向に合わせて、見直しが行なわれる。

○キーワードとは

審査を希望する細目を選ぶ際の参考となる研究内容を表すキーワードのこと。応募者はキーワード一覧から応募内容に近いキーワードを1つ選ぶ。

○時限付分科細目とは

基盤研究(C)だけに設けられた審査希望分野で、学術研究の動向に柔軟に対応するために、系・分野・分科・細目表とは別に設定期限を区切って応募を受け付ける細目のこと。設定期間は原則3年間。

○科研費電子申請システム

科研費の応募の受け付けや交付申請書等を作成するWebシステムのこと。応募に関する操作等の詳細は第3部参照。

○研究計画調書

科研費における応募書類、提案書のこと。科研費電子申請システムに応募する研究計画の基本データを入力するWeb入力項目(前半部分)と、応募する研究計画の詳細を記述する応募内容ファイル(後半部分)からなる。詳細は第3部参照。

○研究計画最終年度前年度応募

特別推進研究、基盤研究又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のもので、平成25年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題(継続研究課題)の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築し、新規課題を応募すること。